

第4章 令和11年度の成果目標(数値目標)

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に向け、国の第8期基本指針を踏まえ、令和11年度を目標年度として次のとおり8項目の成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針(第8期:令和9～11年度)

- ・令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上を、令和11年度末までに地域生活へ移行する。
- ・令和11年度末の施設入所者数を、令和7年度末時点から5%以上削減する。
- ・令和8年度末時点で前期計画の目標が未達成となる見込みの場合は、その未達成割合を上乗せして目標を設定する。

《白井市の目標》

項 目	目標値	考え方
令和7年度末の施設入所者数 (A)	24人	
地域生活移行者の増加	3人	(A)のうち、令和11年度末までに地域生活に移行する人の数(令和8年度末達成割合を上乗せ)
	6%以上	
施設入所者の削減	3人	(A)の時点から令和11年度末時点における施設入所者の削減数
	5%以上	

市の現状と課題

前計画では、施設入所者の高齢化や、本人・家族が慣れ親しんだ生活環境を望むこと、環境変化への不安などから、地域生活への移行が進みにくいことを課題としています。最新の基礎調査では、知的障がいのある人が地域で自立して暮らすために特に力を入れてほしいものとして「グループホーム」が41.2%と最も高く、事業所ヒアリングでも、選択できるグループホームの不足が指摘されています。本人の意向を丁寧に確認しながら、必要な支援が提供できるグループホーム等の住まい、日中活動、相談支援、緊急時支援を一体的に確保することが課題です。

目標値達成のための方策

本人・家族の意向を把握したうえで、施設、相談支援事業所、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等が連携し、地域移行の対象者を継続的に把握します。グループホーム等の住まいの確保について、市内外の空き状況や重度障がい・強度行動障がい・医療的ケアへの対応状況を把握し、事業者への情報提供や参入促進を行います。地域移行支援、自立生活援助、日中活動、緊急時支援等を組み合わせ、体験利用から地域生活への移行、移行後の地域定着まで切れ目なく支援します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針(第8期:令和9～11年度)

- ・退院後1年以内の地域における平均生活日数を319.3日以上とする。
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数は、国の算定式により令和11年度末の目標値を設定する。
- ・退院患者の30日以上再入院率を、退院後90日時点10.3%以下、180日時点17.4%以下、365日時点25.7%以下とする。
- ・心のサポーター数は令和15年度末100万人を目指す国目標を踏まえ、都道府県人口を勘案して設定する。住民のこころの状態はK6で把握・評価する。(※心のサポーター:こころの病気を持つ人に対する差別や偏見を持つことなく共生できる風土づくりや、こころの不調の早期発見やサポートに役立つ、知識や方法についての研修を受講した人)

＜白井市の目標＞

項 目	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	3	3	3
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数	人/回	22	23	23
参加者の内訳	保健	2	2	2
	医療(精神科)	7	7	7
	医療(精神科以外)	1	2	2
	福祉	7	7	7
	介護	3	3	3
	当事者	1	2	2
	家族等	2	2	2
心のサポーター養成研修実施	回/年	検討	1回	1回
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者	人/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者	人/月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者	人/月	34	39	45
精神障がい者の自立生活援助の利用者	人/月	1	1	1
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者	人/月	7	7	7
精神障がい者の短期入所の利用者	人/月	1	1	1

市の現状と課題

しろいメンタルサポートネットワーク連絡会等の協議の場を設け、精神障がい者の地域課題を協議していますが、地域移行支援・地域定着支援を担う相談支援事業所の確保や制度周知が課題となっています。最新の基礎調査では、精神障がいのある人が地域で自立して暮らすために「経済的支援」を求める割合が44.9%と最も高く、悩みを相談する場所がないと回答した人のうち、相談場所が分からない人も多くみられます。また、団体ヒアリングでは精神障がいへの偏見の解消も課題として挙げられています。さまざまな立場の関係機関が協働し、包括的な支援体制を強化する必要があります。

目標値達成のための方策

協議の場を継続し、保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等が地域課題と目標の達成状況を共有・評価します。精神科医療機関、相談支援事業所、基幹相談支援センター等の連携を強化し、地域移行支援・地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助等の利用につなげます。就労支援や住まいの確保、相談窓口の周知、精神障がいへの理解促進を進め、地域で安心して暮らせる包括的な支援体制を整えます。市で実施する既存のメンタルヘルスに関する講座等と連携しながら、より多くの市民がこころの病気や障がいについての理解を深められるよう、効果的な開催方法を検討します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針(第8期:令和9～11年度)

- ・一般就労への移行者数を令和6年度実績の1.31倍以上とする。
- ・就労移行支援は令和6年度実績の1.14倍以上、就労継続支援A型はおおむね1.52倍以上、B型はおおむね1.67倍以上の一般就労移行を目指す。
- ・一般就労移行割合50%以上の就労移行支援事業所を全体の50%以上とする。
- ・就労定着支援利用者数を令和6年度実績の1.47倍以上、就労定着率70%以上の事業所を全体の25%以上とする。
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上確保する。

《白井市の目標》

項目	単位	令和6実績	目標値	考え方
一般就労への移行者数	人	14	19	令和6年度実績の1.31倍以上
就労移行支援からの一般就労移行者数	人	9	11	令和6年度実績の1.14倍以上
就労継続支援A型からの一般就労移行者数	人	1	2	令和6年度実績のおおむね1.52倍以上
就労継続支援B型からの一般就労移行者数	人	3	6	令和6年度実績のおおむね1.67倍以上
就労定着支援事業の利用者数	人	13	20	令和6年度実績の1.47倍以上
一般就労移行割合50%以上の就労移行支援事業所	%	100	100	50%以上
就労定着率70%以上の就労定着支援事業所	%	100	100	25%以上
就労選択支援事業所			1	協議会設置圏域ごとに1事業所以上

市の現状と課題

前計画では、福祉施設から一般就労への移行者数や就労定着支援の利用割合が目標を下回る状況があり、一般就労後の定着を含めた支援の強化が課題とされています。最新の基礎調査で、就労・訓練・教育面については、精神障がいのある人の33.5%が「就労の場の確保・開拓」、27.8%が「就労に関する相談と支援」を求めています。団体ヒアリングでも、市内企業の人事担当者等との連携や工賃向上の必要性が挙げられています。本人の希望や適性に応じた就労先の開拓、就労支援機関・企業との連携、一般就労後の定着支援を一体的に進めることが課題です。

目標値達成のための方策

就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、就労定着支援の障害福祉サービスを本人の希望・適性に応じて活用できるよう、相談支援事業所、ハローワーク、就労支援機関、特別支援学校、企業等との連携を強化します。市内企業への障がい者雇用の理解促進と職場開拓を進めるとともに、一般就労後も生活面を含めた定着支援を継続します。就労継続支援事業所については、受注機会の拡大や工賃向上につながる取組を支援します。

また、就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援事業所の市内参入を推進するとともに、地域自立支援協議会が開催する就労相談会などを活用してまいります。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針(第8期:令和9～11年度)

- ・令和11年度末までに各市町村で、児童発達支援センターの4つの中核的支援機能を確保する。
- ・インクルージョン推進のため、保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携する協議の場を各市町村又は圏域に設置する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域可)。
- ・各市町村で医療的ケア児等支援の協議の場を設置し、コーディネーターを配置する。
- ・各市町村又は圏域で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保する。

《白井市の目標》

・成果目標

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの中核的支援機能	4機能を確保	白井市こども発達センター等を中核に、発達・家族支援、事業所支援、インクルージョン推進、相談の4機能を確保する。
インクルージョン推進の協議の場	設置	保育・子育て支援・教育等の関係機関との協議の場を設置する。
重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス	各サービス1か所以上(圏域※))	圏域内(※)で1か所確保する。
医療的ケア児等支援の協議の場	設置	保健・医療・障害福祉・保育・教育等の連携を確保する。
医療的ケア児等コーディネーター	配置	市又は圏域で支援を総合調整するコーディネーターを配置する。
関係機関との連携体制を確保した上で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保	確保	障害児相談支援を利用していない場合も含め、切れ目のない相談支援体制を確保する。

圏域：印旛圏域（印西市、栄町、佐倉市、酒々井町、白井市、富里市、成田市、八街市、四街道市）

・活動指標

項目	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	3	3	3
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	8	8	8
ペアレントメンター人数	人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	2	2	2

市の現状と課題

前計画では、こども発達センターを児童発達支援センターとして設置し、中核的に、関係機関の情報共有や医療的ケア児支援連絡会、コーディネーター配置を進めてきました。一方、重症心身障がい児を支援する事業所の確保や、福祉サービスにつなげていない医療的ケア児の把握が課題です。最新の基礎調査では、障がい児の新規・増量希望サービスは放課後等デイサービスが47.9%と最も高く、療育施設や行政に求めることでは「支援の専門性や質の向上」が57.9%と最も高くなっています。また、特別なニーズに対応できる放課後等デイサービス等や障害児相談支援事業所の不足が指摘されています。量の確保とともに、専門性、相談支援、インクルージョン、医療的ケア児支援の充実が課題です。

目標値達成のための方策

こども発達センターの中核機能を生かし、障害児通所支援事業所、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、医療機関等との相互理解、信頼関係の構築を進め、連携を強化します。放課後等デイサービス等について、利用ニーズと特別な支援ニーズを把握し、事業者への情報提供や参入・受入体制の充実を促します。重症心身障がい児及び医療的ケア児については、医療的ケア児支援連絡会とコーディネーターを活用し、圏域を含め必要な事業所・支援資源を確保します。障害児相談支援の充実を図り、本人・家族に伴走する相談支援とインクルージョンを推進します。

5 地域生活支援の充実

国の基本指針(第8期:令和9～11年度)

- ・令和11年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、市の全ての日常生活圏域を支援対象とする。
- ・拠点コーディネーター及び機能を担う事業所等の担当者を配置し、年1回以上、支援実績を踏まえ運用状況を検証・検討する。
- ・令和11年度末までに強度行動障害の状態にある者の支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

《白井市の目標》

・成果目標

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	1回	基幹相談支援センター配置の拠点コーディネーターと連携し、機能充実に向けた検討を実施する。地域自立支援協議会において、実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を実施。
強度行動障害の状態にある者への支援体制の充実	1回	強度行動障害の状態にある者について支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討する。

・活動指標

項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所 (面的整備)	1か所 (面的整備)	1か所 (面的整備)
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

市の現状と課題

地域生活支援拠点等を設置し、地域自立支援協議会において運用状況の検証を行うとともに、コーディネーター配置を通じて機能充実を進めています。最新の基礎調査の事業所ヒアリングでは、移動支援、行動援護、短期入所(ショートステイ)、共同生活援助(グループホーム)、同行援護の供給不足や、入浴・排泄等の身体介護に対応できるヘルパー不足が指摘されています。高齢化、重度化を踏まえ、障がいのある方の地域での生活を継続するため、相談、緊急時対応、体験の機会、住まい、移動・介護支援をつなぐ拠点機能を強化するとともに、強度行動障がいへの専門的な支援ニーズ、**重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた**対応体制を整えることが課題です。

目標値達成のための方策

地域生活支援拠点等のコーディネーターを中心に、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能を点検し、年1回以上、運用状況を検証します。短期入所、共同生活援助、訪問系・移動支援等の不足状況を把握し、事業所間の連携や新規参入の促進を図ります。強度行動障害の状態にある者については支援ニーズを把握し、専門人材の育成と関係機関による支援体制の整備を進めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針(第8期:令和9~11年度)

- ・令和11年度末までに全市町村で、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会を設置・整備し、相互に連携させる。
- ・基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保し、協議会運営にも関与する。
- ・令和11年度末までに、本人が望まないセルフプランの件数をゼロとする。

《白井市の目標》

・成果目標

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	基幹相談支援センターを中心として、総合的な相談体制の充実を図る。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制確保	確保	協議会において、個別事例検討会を開催し、把握された地域課題を共有する。実績等を踏まえた検証・検討を実施し、地域サービス基盤の開発・改善を進める。
のぞまないセルフプランの件数をゼロにする	0	セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援体制の充実・強化を図る。

・活動指標

項目	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置人数	人	1	1	1
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する地域の相談支援事業所の割合	%	90	90	90
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所支援の取組、個別事例の支援内容の検証回数	回	1	1	1
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与	有無	有	有	有
協議会における相談支援体制専門部会の開催回数	回	4	4	4
個別事例の検討により地域課題を抽出し、支援体制の整備を議題とした回数	回	2	2	2

市の現状と課題

前計画策定時と比較して、相談支援事業所・相談支援専門員の増加がみられる一方、事業者ごとの専門性や経験の差や、障がい児者の増加に伴う相談需要への対応が課題とされています。

基幹相談支援センターを中核として、地域の相談支援体制を強化することが求められています。令和6年度実施の基礎調査では、基幹相談支援センターの開設を「知らなかった」とする割合が知的障がい77.5%、精神障がい90.9%であったため、さまざまな方法で周知を実施しています。相談窓口の周知、相談支援専門員の確保・育成、事業所への専門的助言、関係機関との連携を一層強化する必要があります。

目標値達成のための方策

基幹相談支援センターを中核として、相談支援事業所への専門的助言、事例検討、研修等を行い、地域全体の相談支援力を高めます。相談支援専門員の確保・育成を進め、障がい児を含む計画相談支援の提供体制を拡充し、望まないセルフプランの解消を図ります。市の相談窓口や基幹相談支援センターの周知を強化するとともに、地域自立支援協議会、地域生活支援拠点、医療・教育・就労等の関係機関との連携により、複合的な課題にも対応できる体制を整えます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針(第8期:令和9～11年度)

- ・令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
- ・障害福祉サービス等情報公表制度について、都道府県・政令市・中核市の管内事業所の公表率・更新率を100%とする。

≪白井市の目標≫

・成果目標

項目	目標値	考え方
サービスの質向上のための体制	構築	利用状況の把握・検証、請求過誤防止、事業者との情報共有等を行う体制を整備する。

・活動指標

項目	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	回	1	1	1

市の現状と課題

県研修への参加、審査支払等システムの結果分析、児童発達支援センターによる事業所との連携、助言、地域生活支援拠点での職員研修等により、サービスの質の向上に取り組んでいます。最新の基礎調査では、障がい児の保護者が療育施設や行政に求める事項として「支援の専門性や質の向上」が57.9%と最も高く、事業所ヒアリングでも特別なニーズに対応できる事業所や専門人材の不足が指摘されています。サービス量の確保だけでなく、情報公表、研修、事業所支援、請求・運営状況の検証を通じ、利用者本位の質を継続的に評価・改善する仕組みづくりが課題です。

目標値達成のための方策

県が行う指定・指導、情報公表制度、研修等と連携し、市内事業所に情報公表内容の適切な更新や研修参加を促します。国保連の審査支払結果等を活用して請求上の傾向や課題を把握し、必要に応じて事業所へ情報提供します。こども発達センター、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等による助言・研修・事例検討を通じて専門性を高め、利用者・家族の意見や相談内容も踏まえながら、サービスの質を継続的に点検・改善する仕組みを構築します。